



6健増第211号
6食生第291号
令和6年(2024年)9月18日

関係団体の長 様

長野県健康福祉部長

「食品表示基準について」の一部改正について(通知)

このことについて、令和6年8月30日付け消食表第770号により、消費者庁次長から別添写しのとおり、通知がありましたので、御了知いただくとともに、関係事業者への周知について御配慮願います。

健康福祉部健康増進課食育・栄養担当
(担当) 赤塩、市川
直通電話 026-235-7116
FAX 026-235-7170
E-mail kenko-zoshin@pref.nagano.lg.jp

健康福祉部食品・生活衛生課 食品衛生係
(担当) 松本、塚田(滉)
直通電話 026-235-7155
FAX 026-232-7288
E-mail shokusei@pref.nagano.lg.jp

消食表第 770 号

令和 6 年 8 月 30 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消費者庁次長

(公印省略)

「食品表示基準について」の一部改正について

令和 6 年 5 月 31 日に第 2 回紅麹関連製品への対応に関する関係閣僚会合において「紅麹関連製品に係る事案を受けた機能性表示食品制度等に関する今後の対応」が取りまとめられたことを踏まえ、機能性表示食品に係る所要の改正を行った食品表示基準の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 71 号）が、令和 6 年 8 月 23 日に公布され、同年 9 月 1 日に施行されます。

これに伴い、改正後の機能性表示食品制度が適切に運用されるよう、「食品表示基準について」（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 139 号消費者庁次長通知）のうち機能性表示食品について定めた「別添 機能性表示食品」の全部について別紙のとおり改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。

別添 機能性表示食品

機能性表示食品については、食品表示基準のほか、以下の告示及び通知を参照すること。

- ・ 機能性表示食品のうち天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造又は加工の基準（令和6年内閣府告示第108号）
- ・ 食品表示基準第2条第1項第10号イの別表第26の5の項の規定に基づき、内閣総理大臣が定める届出の方法を定める告示（令和6年内閣府告示第106号）
- ・ 機能性表示食品の届出等に関するマニュアル（令和6年8月30日付け消食表第775号食品表示課長通知）